

[事案 2021-168] 保険料返還等請求

・令和4年5月24日 裁定終了

<事案の概要>

重複して支払った保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年5月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、重複して支払った保険料の返還（請求①）、入院給付金特約以外の特約の復旧（請求②）、障害特約および入院関係特約の継続等（請求③）を求める。

- (1) 請求①について、前納保険料を2回支払い、保険料の支払いは完了したにもかかわらず、その後も月払保険料が天引きされ、保険料を重複して支払っていた。
- (2) 請求②について、入院給付金特約のみを減額するつもりだったが、他の特約も減額されていた。
- (3) 請求③について、保険料払込期間満了後に傷害特約および入院関係特約の継続手続がなされなかったため、ペースメーカー埋込手術に関する障害保険金・入院給付金等が支払われなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、保険料の前納後に月払保険料が引き去られていた事実はなく、重複して支払われた保険料はない。
- (2) 請求②について、申立人の減額請求に応じた手続がなされている。
- (3) 請求③について、ペースメーカー埋込手術前に障害保険金・入院給付金等にかかる特約は解約されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求および主張の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料を重複して支払ったこと等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。